

<p>2. 事業の目的と概要</p> <p>In Savannakhet province where deforestation and decrease in natural resources threaten livelihood of rural people, JVC builds capacity of villagers and government officials for equitable and sustainable use and management of land and natural resources through land use planning and awareness raising.</p>	
(1) 上位目標	対象地域の村人と行政官が、土地と自然資源の公正で持続的な利用・管理に関する能力を増し、実践する
(2) 事業の必要性 (背景)	<p>●サワナケート県の概要</p> <p>サワナケート県中西部には平地部が広がり、主要民族であるラオの人々を中心に水田稲作が盛んだが、東部は山地が多く、少数民族ブルーの人々を中心に焼畑も営まれている。貧困率は 32.0%と全国平均 24.8%よりも高い (ラオス計画投資省「2015 年国勢調査」)。南北を縦断する国道 13 号線と、タイ～ベトナムを東西に結ぶ国道 9 号線が交差する位置にあり、その利便性から周辺国企業を中心に海外直接投資の対象となっている。同県の総面積の 52%は森林 (2011 年: サワナケート県農林局) であるが、都市化、インフラ開発、産業植林、商業伐採や住民による小規模伐採、鉱山開発が森林破壊を促し、森林率は 2005 年の 60%から 8%減少した (同県農林局)。天然林の産業林への転換により質も劣化している。また、産業植林などに用いられる水が河川水量を大幅に低下させ、生態系が深刻な打撃を受けている。ラオス政府もこれを問題視し、環境や村の暮らしと調和の取れた成長に取り組んでいる。自然資源環境省は、同県における換金作物栽培や植林を目的とした森林開墾は森林や生態系に深刻な影響を与えていると指摘している。本事業対象地であるアサパントン郡は、同省が県内でも特に急速に開墾が進んでいるとされている郡の一つである。ピン郡はアサパントン郡よりも面積が大きく、郡内で地域差があるものの、ベトナムのゴム植林会社を中心に大型の土地収用が複数件見られる。</p> <p>農村部の人々の多くは、水田や焼畑における稲作、家や田の近く、あるいは森林周辺部での畑作や果樹栽培、そして林産物の採集や小動物や水棲動物の捕獲で食料を確保し、収入を得ている。大型の開発案件は、しばしば村人との協議などの公正な手続きを踏まずに土地収用などを行っており、彼らの生活に影響を与えている。土地収用にあたって補償が全くないケースがあるほか、補償がある場合でも補償内容の算定基準が曖昧である。あるいは企業が口約束で補償を示唆して村人も一応の合意をする場合もあるが、行政が介入して相応の補償内容を定めて文書化し、その後実施状況を確認する、といったステップが踏まれないなど、負の影響に対する補償制度などの制度や法の執行も不十分である。</p> <p>●これまでの経緯と事業の目的</p> <p>JVC は 2009 年にサワナケート県での事業に着手し、平成 20~22 年度日本 NGO 連携無償資金協力 (N 連)「ラオスサワナケート県における持続的農業による生活改善プロジェクト」及び平成 25~27 年度 N 連「森林保全と農業農村開発活動による食料確保プロジェクト」を通じて、ピン郡とアサポン郡で 30 村約 2,400 世帯を対象に森林保</p>

	<p>全と農村開発の事業を行い、参加型土地利用を行う、共有林、魚保護地区を設置する、法律研修を行う、米銀行を設置するなどの成果があった。草の根のコミュニティとともに土地や環境の問題に携わる NGO が決して多くないラオスにおいて、当初は県・郡行政との協働にも労を要したが、それらの事業を通して農林局に限らず法務局など横断的に理解者を増やしていった。また、ラオス政府も土地問題への取り組みを強め、法治国家を標榜するなど、協働のための土壌がこれまで以上に醸成された。一方で、ASEAN 諸国でも最低レベルの基礎教育レベル、内戦による人材や資源の流出・疲弊、一部中央の配分予算の不足や遅れにも起因する地方行政における汚職や恣意的な許認可の横行、そしてそれを正す法の統治や人権に関する意識啓発の不足から、地方行政官の能力強化は必須である。</p> <p>このような状況を受けて、本事業では、これまで行ってきた住民への直接の働きかけに加え、事業による裨益の持続性の確保と将来的な面的広がりも視野に、農村部への出先機関である農業普及センターや農民学校の施設建設支援といったハードの支援も含めて行政官の能力強化に注力し、農村住民と行政官による、土地、森林、自然資源の公平で適切な利用と管理の実現を支援する。</p> <p>これは「持続可能な開発目標 (SDGs)」のうち、</p> <p>目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>1.4 2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。</p> <p>目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>2.3 2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者</p> <p>をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。</p> <p>目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。」</p> <p>に貢献し、また外務省のラオス開発協力方針の重点目標中目標 (2) 農業の発展と森林の保全に沿ったものである。</p>
(3) 事業内容	<p>事業の共同実施主体となる県農林局と協議を重ね、第 8 次国家社会経済開発 5 ヶ年計画や農業開発戦略 2025 といった政策資料及び森林法などの関連する法令に鑑み、これらの政策を実現する、あるいはその実現を促進する活動として以下の活動を共同実施することに合意した。</p>

各活動内容の説明に入る前に、まず活動村の概況について簡単に触れておきたい。

NGO の活動地はおおよそその対象地域を決め、JVC 側がその地域の村を回っていくつかの活動村の提案を郡と県に出す。郡側からの推薦も行われ、目的などに照らし合わせたうえで話し合いを続け、最終的な村を、今後、ピン郡及びアサトンパン郡からそれぞれ 5 村 (計 10 村) 決める。

2018 年 2 月 7 日現在、ピン郡についてはすべて JVC の希望した村になった。農業普及センターの支援をするゲンサイ村を始め、セーバンヒエン川沿いの村々である。県庁所在地のサワンナケートから自動車で 4 時間以上かかる、隔絶性の高い、すべてモン・クメール系の少数民族の村である。山がちで、水田に加えて畑地も多く、周囲の森からはいまでも鹿やイノシシなどの大型動物を得ることが可能で、豊かな自然が残っている。

一方、アサパントン郡は県西部にあって平地が多く、国内有数のコメの生産地帯である。国道 9 号線が真ん中を東西に貫き、県庁所在地へのアクセスもどこもだいたい 2 時間以内という便のいいところにある。同じく郡の中ほどを南北にセーチャンポンが北から南へ貫流する。活動村は東からこの川に流れ込むファイパンホー川と、これと向かい合うように西側から流れ込むファイパノム川に沿って、国道の北側に並行する様に広がる村の中から選ぶ作業が最終段階にある。ファイパンホー川沿いにはサトウキビ、ファイパノム川沿いにはユーカリのプランテーションが広く展開しており、開発に伴う森からの食料の減少や、環境の破壊が危惧されている。

＜ア：持続的な土地と自然資源の利用に資する活動＞

(ア-1) 共有林の設置

村人が特に規則を策定して管理しながら利用したい自然資源がある場所に共有林を設置する。管理する対象は、樹木の場合もあればキノコなどの林産物の場合もある。共有林内では土地収用は困難になり、収用される場合でも通常以上の補償が想定できる。共有林は村域内の国立や県立の保全林・保護林の中でも、場所によっては設置可能である。また、周辺村との境界付近にそのような自然資源が存在する場合もある。こうした想定できる諸条件に鑑み、必要に応じて村境の測位と確定もするなどして、まず村の森林の全体像、そしてそこでの自然資源の利用状況を把握する。そしてそれらの情報に基づいて村人とともに適切な場所を選定し、規則を策定、地図も作成し、規則と地図も含めて行政の承認を得る。行政官の地図の理解向上や住民主体の自然資源利用・管理への理解向上の必要性に鑑み、協働を通じて主にオンザジョブ形式で能力強化を図る。過去に行った事業における設置では、共有林を利用する周辺村の範囲が想定を超えており、それらの村の人々には結果規則が順守されないケースがあったため、本事業では設置当初より利用する周辺村の把握の徹底に努める。

第 1 年次…合意のあった村で設置作業に着手する

まず、村人から聞き取りや村人との話し合いを行い、彼らの生業

や村の歴史、人口、自然資源の伝統的・慣習的な利用や近年の増減傾向などを盛り込んだ、自然資源の重要さの再認識とそれらに関する意識の向上に資する内容の冊子を作成する。そうして得られた情報に基づいて村人と話し合いを行い、設置に関する合意形成を行う。合意があった村では、まず過去の事業の先事例を訪問視察する。続いて衛星写真や地形図を使用して JVC のスタッフ、郡行政官と当該の村および隣接する村の住民(リーダー層)が GPS を使って村の森林の範囲を把握する。その中で、必要に応じて村境の測位も行う。こうした作業を行う上では、元々村人が認識している範囲に基づいて、林地内の小河川、尾根、信仰の対象となるような巨木や岩などを村人が認識している自然物などわかり易いもの基準として利用し、設定後の混乱を防ぐ。合意内容は JVC スタッフと行政官が村人とともに記録し、規則にも「東は〇〇に接し、西は××に…」というように、それら自然物を用いてそれぞれのゾーンの境界を明記する。作成する地図については、GIS(地理情報システム)の使用に熟練した JVC スタッフ、行政官が地図作成を担当し、また元大学の地理教員である本部事業担当も含めた専門家の指導も適宜仰ぎ、精度を確保する。

続いて設置場所の選定を行い、また規則策定に着手する。合意内容は JVC スタッフと行政官が村人とともに記録する。なお、ある村の領域内の森林でも、周辺村も含む広範囲の村人が利用していることも多いため、規則設定段階からの周辺村の巻き込みと周知徹底に留意する。規則内容が村人の間で合意されたのち、2 年次に行政による承認と式典の開催をもって正式に運用されるが、それまでの間も村人は、共有林予定地で管理対象予定となる自然資源を採集する人に告知を兼ねて注意をするなどし、設置に向けて準備を進める。

第 2 年次…設置作業を終え郡行政の承認を得る

規則策定を終え、地図と共有林の規則を記載した冊子に郡知事の承認を得、郡行政に行政文書として登録されたのち、地図と規則を記した大型の看板を村内に設置し、郡行政も参加する式典を実施する。

第 3 年次…実践状況を確認する会議を行う

規則の実践状況を確認し、必要に応じて村人による規則改定のフォローなど行う。事業終了後は郡当局、特に農林事務所と自然資源管理事務所が規約改定を管理する。

(ア-2) 魚保護地区の設置

ラオス農村部の人々は、陸棲動物以上に天然魚から動物性たんぱく質を摂取している。村人が漁や水棲昆虫などの採集を行う河川において、特に彼らが保全したい場所に魚保護地区を設置する。特定の場所での禁漁に加え、漁業法でいかなる場所でも使用が禁じられているものの、一部の人たちが使用している爆発物や薬品他の不適切な道具の使用を、魚保護地区の設置をきっかけに改めて明確に禁止し、それを周知することに大きな意味があることがこれまでの経験から分かっている。行政官の住民主体の自然資源利用・管理へ

の理解向上の必要性に鑑み、協働を通じて主にオンザジョブ形式で能力強化を図る。過去に行った事業における設置では、設置から事業終了までの時間が短く、事業期間内のモニタリングが十分でないケースがあったため、本事業では事業前半での設置のための体制、及び計画を整え、事業後半で十分なモニタリングを行う。

第 1 年次…合意のあった村で設置作業に着手する

上記の自然資源に関するデータに基づいて村人と話し合いを行い、設置に関する合意形成を行う。合意があった村では、まず過去の事業の先行事例を訪問視察する。続いて設置場所の選定を行い、また規則策定に着手する。合意内容は JVC スタッフと行政官が村人とともに記録する。河川は周辺村も含む広範囲の村人が利用していることも多いため、規則設定段階からの周辺村の巻き込みと周知徹底に留意する。特に、河川が村と村の境界線となっている場合は、対岸の村が対象村でない場合でも、対等な立場で魚保護地区設置に参画する。規則内容が村人の間で合意されたのち、2 年次に行政による承認と式典の開催をもって正式に運用されるが、それまでの間も村人は保護地区予定地で漁をする人に告知を兼ねて注意をするなどし、設置に向けて準備を進める。

また、水質のよい川にしか生息しない水棲昆虫が生息しているかどうかを調べるなど、調査の容易な指標生物を用いて村人による水質のチェックも行い、自分たちの環境に関する関心の向上を図るとともに、必要に応じて水質データを示して外部と交渉できるようにする。

第 2 年次…設置作業を終え郡行政の承認を得る

規則策定を終え、魚保護地区規則を記した冊子に郡知事の承認を得、郡行政に行政文書として登録されたのち、地図と規則を記した大型の看板を設置し、郡行政も参加する式典を実施する。

第 3 年次…実践状況を確認する会議を行う

規則の実践状況を確認し、必要に応じて村人による規則改定のフォローなど行う。また、水質のチェックも行う。事業終了後は郡当局、特に農林事務所と自然資源管理事務所が規約改定を管理する。

(ア-3) 農業/農村開発活動

上記の自然資源に関するデータも参考に村人と話し合い、専門家の助言も受けながら適切な農業/農村開発活動を選定し、実施する。現時点では植樹、ラタンや薬用植物などの林産物の植栽、家畜飼育、水田の拡大、溜池の掘削、道路整備などが想定される。

第 1 年次…実施する活動を選定し、活動計画を立て、着手する

活動を選定し、それぞれの活動に応じて活動計画と指標を策定する。

第 2、第 3 年次…計画に則って活動を進める

1 年次策定の計画に則って活動を進める。

※燃料費、日当、車両借料など、どのような活動をするにしても同

様にかかる費目はN連に計上。その他、例えば家畜を購入するなどの資材系出費は現時点で想定が難しいため、1年次に必要となる場合は自己資金を充てる。2年次以降は場合によってはN連で実施。

＜イ：公正な土地と自然資源利用に資する活動＞

（イ-1）法律研修／ジェンダー研修

土地法、森林法、投資促進法、労働法などの、土地問題や村人の生計に関する様々な法律、首相令、条例、国際条約など（以下代表して“法律”とする）、その中でも村人の権利に関するものを中心に、わかりやすいかたちで村人に説明する法律研修を行う。村長、長老、女性同盟、青年同盟他で構成される村の自治会メンバー（15～20名程度）を中心に、その他参加したい人すべてを対象とする。特に郡レベルの行政官の法知識向上の必要性に鑑み、まず法律担当のJVCスタッフによって、また必要に応じて外部講師を招いて行政官向けの研修を行い、次いで行政官とJVCのチームが講師となって、村での研修を行う。

法律研修には①共有林設置、魚保護地区設置など各村が行う活動に応じた研修、②法律意識啓発カレンダーを使用した研修の2つがある。

①はそれぞれの活動の根拠法と、それらに関連して土地収用に際しての意思決定方法や意見表明、補償に関する権利や紛争解決方法など、村人の権利に関わる法律を中心的に取り上げる。②はJVCが2010年の立ち上げより中心的に関わっている活動で、他のNGOや自然資源環境省などの行政側とともに、各年のカレンダーに取り上げるべき内容の策定に参加する。完成したカレンダーは共同制作物とされ著作権は存在せず、使用するNGOや援助機関が必要部数を申請して印刷料金を負担する。また、行政官を含めたラオス社会における法による統治に対する意識向上の必要性に鑑み、県や郡の行政官のほか、他のNGO、企業、そして中央から自然資源環境省の担当官なども招聘し、完成したカレンダーの発表会議を行い、中央の行政官によるプレゼンテーションなどを通じて法による統治に関する意識啓発を行う。土地問題などを扱うことから、過去には全ての関係者の積極的な賛同を得ているとは言い切れないと感じる局面もあったが、こうした行政官との協働を通じて理解を高めていく。

第1年次…①共有林・魚保護地区設置用法律研修、カレンダー発表会議、②カレンダーを使用した研修を行い、次年度のカレンダー作りに貢献する

続いて、共有林・魚保護地区設置の着手に際して、上記①にあたる研修を行う（行政官向け3日間ののち、8村で各3日間）。また、②については、まず完成した2018年版カレンダーの発表会議を行ったのち、各村で②にあたる2018年版カレンダーを使用した研修を行う（行政官向け3日間ののち、10村で各3日間）。また、2019年度版カレンダーの内容策定に貢献する。

第2年次…①共有林・魚保護地区設置用法律研修、カレンダー発表

会議、カレンダーを使用した研修を行い、次年度のカレンダー作りに貢献する

共有林・魚保護地区の設置完了に際して再度の法律研修を行う。また、完成した 2019 年版カレンダーの発表会議を行ったのち、各村で②にあたるカレンダーを使用した研修を行う(行政官向け 3 日間ののち、10 村で各 3 日間)。また、2020 年度版カレンダーの内容策定に貢献する。

第 3 年次…カレンダー発表会議、カレンダーを使用した研修を行う。また理解度を確認する。

まず完成した 2020 年版カレンダーの発表会議を行ったのち、各村で②にあたるカレンダーを使用した研修を行う(行政官向け 3 日間ののち、10 村で各 3 日間)。また、村人、行政官の法律研修の研修内容理解度を確認し、必要に応じて追加の研修など行う。

女性は男性同様に自然資源の利用に携わっており、男性と比べて破壊的な利用をする傾向が小さいとされるが、自然資源管理に関する意思決定に参加しないことも多いため、ジェンダー研修を行い、自然資源管理における両性の平等な参画に関する意識を啓発する。行政官のジェンダー意識向上の必要性に鑑み、まずジェンダーを専門に取り組む団体(GDA=Gender Development Association)から講師を招聘して行政官向けの研修を行い、次いで行政官と JVC のチームが講師となって村での研修を行い、共有林管理委員会における女性委員の確保や、規則策定における女性の参加の向上など他の活動における実践につなげていく。

第 1 年次…ジェンダー研修を行う

研修を行い、広く男女平等について説明したのち、土地利用や自然資源管理における男性と女性の平等な参画を扱う(行政官 3 日間、10 村で各 3 日間)。

第 2 年次…フォローアップ研修を行う

JVC と行政官のチームでフォローアップ研修を行い、第 1 年次に行った研修の振り返り、理解の確認とその後の村での実際の変化を確認する。

第 3 年次…理解度を確認する。

村人、行政官のジェンダー研修の研修内容理解度を確認し、必要に応じて追加の研修など行う。

(イ-2) 行政などへの働きかけ

3 年間: 草の根の声が政策に反映されることを目指して対象村における土地問題などのケーススタディを行う。ラオス語の冊子を発行するなど、できるだけ公式のチャンネルでの公開の道を模索する。また、土地利用や自然資源管理における法による統治や住民の参加についての意識が、郡の事務所長クラス、NGO 担当副郡知事、県の課長クラスなどの間でも向上するよう、彼らも対象にしたワークシ

ヨップなども行う。特に中央の政府関係者には改革の意思を持った関係者も多い。これまでサワナケートに拠点を置き中央とのパイプが弱い面があったが、徐々に関係は構築しており、本事業においては彼らとの協働を強める。

＜ウ：事業成果の持続性確保と拡大に資する活動＞

（ウ-1）農業普及センター/農民学校支援

県農林局の要請に基づき、両施設を活動推進の拠点として事業を推進するとともに、担当行政官の能力強化を行う。

ピン郡の農業普及センターは事務所と職員用の宿泊所、池や畑地などがあるものの、集会場がなく、村人の学びの場として機能するのが難しい。よって集会所の建設を支援し、椅子や机、デスクトップパソコン、プロジェクターなどの必要な資材も供与する。アサパントン郡にも、やはり村人の学びの場としての農民学校を建設するという郡農林事務所案がある。この建設を支援し、同じく必要な資材も供与する。両施設は、後述の活動対象村の定期会議の拠点として活用するほか、広く村人に開放するため利用規則も策定する。両施設及び資機材は、完成と同時に両郡に譲渡されるが、資機材も含め事業期間中は維持管理費を支援する。予測困難につき、自己資金を充てる。事業終了後、施設及び資機材や利用規則は、センターと農民学校の担当官、及び両施設を管轄する両郡の農林事務所が維持管理を行う。そのため、譲渡の時点で事業終了後の維持管理責任の移転と維持管理費の確保について契約を交わす。

第1年次…乾季がおわる前（4月末まで）に建設を完了させ、利用規則を策定する

第2、第3年次…事業において活用する

活動対象村の定期会議の場として活用するほか、その他研修の場として、あるいは林産物の植栽などの農業活動の技術的拠点として、また両施設の担当官の能力開発の拠点として、事業において活用する。

（ウ-2）ラオス人間のネットワークの構築

3年間：対象村の村人が参加する定期会議を開催し、現在進行形でそれぞれの村が活動の進捗、成果や課題を共有し、活動の質を高めるとともに、ネットワークを形成する。会議での議題はプロジェクトの活動に限定せず、村人が話し合いたい、共有したい議題を取り上げる。参加者は主に自治会メンバーを想定しているが、それでは女性が少ないので、さらに数名の女性の参加を促進する。場所はピン郡では農業普及センター、アサパントン郡では農民学校で、頻度は3ヶ月に1回程度を想定している。通常は郡ごとで実施するが、年に1度は合同で開催する。

裨益人口

ピン郡の人口は2015年現在10,300世帯、64,184人で、100の村からなる。裨益者数は、村の数と人口から単純計算すると、約500世

	<p>帯、3,000人と見積もられる。</p> <p>アサパントン郡の人口は2015年現在6,900世帯、44,746人で、40の行政村からなる。裨益者数は、村の数と人口から単純計算すると、約900世帯、5,600人と見積もられる。</p> <p>村人の大多数が森林からの林産物の採集や河川での魚をはじめとした水棲動物の採集を行っており、共有林や魚保護地区の設置は村全体に裨益し、間接的にはそれらの場所を利用する周辺村、及び魚保護地区の場合流域の他の村も裨益する。法律研修、ジェンダー研修については、自治会メンバー(村の規模によるが15~20名程度)を主な対象とするが、関心のある村人は広く参加できるようにする。これら研修で得た知識に基づいた自然資源の利用と管理に関する適切な意思決定は対象村内外に広く裨益する。ピン郡農業普及センターは同郡を15に分けた村グループの第13, 14, 15グループを管轄しており、3グループに属する計29村への裨益が期待される。ピン郡の半分以下の面積であるアサパントン郡の農民学校は、郡内の全40村の農民を対象としている。</p> <p>行政官については、サワナケート県農林局、アサパントン・ピン各郡農林事務所、県環境自然資源局、両郡環境自然資源事務所、県法務局、両郡法務事務所の現場レベルの行政官、並びに事務所長クラスを中心に計30名程度を想定している。</p>
(4) 持続発展性	<p>当事業は直接の契約相手であるサワナケート県農林局及び郡農林事務所を中心に、その他多くの関係行政機関と共同で実施され、協働する行政官の能力開発も事業の一部である。例えば法律研修などの活動では、まず行政官に研修を行い、JVCスタッフと行政官が講師チームとなって各村で研修を行う。事業終了後は県・郡行政が技術面や投入に関してフォローアップを行い、住民をサポートしていくと共に、フォローアップのために必要な機材の維持管理も行う。同時に当事業は住民への直接の働きかけの部分も大きく、事業終了後は主な活動はそれぞれの住民に引き継がれ、彼らによって実施される。活動を行う際には、村長を中心としたすでにある村の組織を活用しつつ、委員会組織など、責任体制を確立し、事業完了後の持続性の確保を図る。</p>
(5) 期待される成果と成果を測る指標	<p>◆期待される成果 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続的な自然資源利用のための仕組みが作られ、村人によって適切に運営される <p>◇第1年次</p> <p>指標 1 8村で共有林、もしくは魚保護地区の設置に着手する(活動記録)</p> <p>◇第2年次</p> <p>指標 1 6村で共有林、もしくは魚保護地区が設置され、行政に登録される(行政の資料)</p> <p>指標 2 6村での共有林、もしくは魚保護地区の設置に際して、村の伝統的な自然資源利用状況を外部者にもわかる客観的な形で表現したデータが収集され、村人全員に共有される(完成した冊子)</p>

◇第 3 年次

指標 1 5 村で共有林や魚保護地区で決められた規則が実践される
(聞き取り)

指標 2 5 村で共有林や魚保護地区で決められた規則の見直しが行
われ、必要に応じて改定される (議事録)

◆期待される成果 2

・対象地域において、適切な土地利用に基づいた取り組みによって
生計安定/向上が図られる

◇第 1 年次

指標 1 8 村で適切な土地利用に基づいた生計安定/向上のための
活動が選定され、指標と計画が立案される (活動記録)

◇第 2 年次

指標 1 8 村で適切な土地利用に基づいた生計安定/向上のための
活動が計画通り実践される (活動記録)

◇第 3 年次

指標 1 6 村で適切な土地利用に基づいた生計安定/向上のための
活動の指標が達成される (活動によって、聞き取りなど)

◆期待される成果 3

・対象地域の村人が、土地・森林、自然資源を守るために、自らが
持つ法的権利や人権に関する知識を増す

◇第 1 年次

指標 1 10 村で 20 回の法律研修が行われる (活動記録)

指標 2 10 村で 10 回のジェンダー研修が行われる (活動記録)

指標 3 法律研修に参加した村の自治会メンバーの 70%が研修
内容理解している (研修直後のテスト)

指標 4 ジェンダー研修に参加した村の自治会メンバーの 70%が
研修内容を理解している (研修直後のテスト)

◇第 2 年次

指標 1 10 村で 20 回の法律研修が行われる (活動記録)

指標 2 10 村で 10 回のジェンダー研修が行われる (活動記録)

指標 3 法律研修に参加した村の自治会メンバーの 70%が研修内
容を理解している (研修直後のテスト)

指標 4 ジェンダー研修に参加した村の自治会メンバーの 70%が
研修内容を理解している (研修直後のテスト)

◇第 3 年次

指標 1 10 村で 10 回の法律研修が行われる (活動記録)

指標 2 法律研修に参加した村の自治会メンバーの 70%が研修内
容を理解している (研修直後のテスト)

指標 3 法律研修に参加した村の自治会メンバーの 70%が自分た
ちが土地・森林、自然資源の利用と管理に関して持つ法的権利
を理解している (聞き取り及びテスト)

指標 4 ジェンダー研修に参加した村の自治会メンバーの 70%が

土地・森林、自然資源管理における男女共同参画の重要性を理解している（聞き取り及びテスト）

◆期待される成果 4

・対象地域の行政官が、土地・森林、自然資源の公平な利用と管理に関する法的義務や人権に関する知識を増す

◇第 1 年次

指標 1 2 回の行政官向け法律研修が行われる（活動記録）

指標 2 1 回の行政官向けジェンダー研修が行われる（活動記録）

指標 3 法律研修に参加した行政官の 80%が研修内容を理解している（研修直後のテスト）

指標 4 ジェンダー研修に参加した行政官の 80%が研修内容を理解している（研修直後のテスト）

◇第 2 年次

指標 1 2 回の行政官向け法律研修が行われる（活動記録）

指標 2 1 回の行政官向けジェンダー研修が行われる（活動記録）

指標 3 法律研修に参加した行政官の 80%が研修内容を理解している（研修直後のテスト）

指標 4 ジェンダー研修に参加した行政官の 80%が研修内容を理解している（研修直後のテスト）

◇第 3 年次

指標 1 1 回の行政官向け法律研修が行われる（活動記録）

指標 2 法律研修に参加した行政官の 80%が研修内容を理解している（研修直後のテスト）

指標 3 法律研修に参加した行政官の 80%が自分たちが村の土地・森林、自然資源の利用と管理に関して履行すべき義務を理解している（聞き取り及びテスト）

指標 4 ジェンダー研修に参加した行政官の 80%が土地・森林、自然資源管理における男女共同参画の重要性を理解している（聞き取り及びテスト）

◆期待される成果 5

・中央を含めた行政官が、住民主体の土地・森林、自然資源の利用・管理に関する知識を増す

◇第 1 年次

指標 1 県の課長クラス、NGO 担当副郡知事、郡の事務所長クラスも参加してのワークショップが 1 回行われる（活動記録）

◇第 2 年次

指標 1 県の課長クラス、NGO 担当副郡知事、郡の事務所長クラスも参加してのワークショップが 2 回行われる（活動記録）

指標 2 公式なチャンネルを通じて、草の根の事例が中央に 1 回届けられる（活動記録）

◇第 3 年次

指標 1 県の課長クラス、NGO 担当副郡知事、郡の事務所長クラスも参加してのワークショップが 2 回行われる（活動記録）

指標 2 公式なチャンネルを通じて、草の根の事例が中央に 2 回届けられる（活動記録）

	<p>◆期待される成果 6</p> <ul style="list-style-type: none">・ 農業普及センター／農民学校が建設、活用され、行政官の知識・技術が向上する <p>◇第 1 年次</p> <ul style="list-style-type: none">指標 1 農業普及センターの会議スペースが完成し、活動において 5 回利用される（完成した施設、利用記録）指標 2 農民学校が完成し、活動において 5 回利用される（完成した施設、利用記録）指標 3 農業普及センターの村人向け利用規則が作成され、郡行政に承認される（行政資料）指標 4 農民学校の村人向け利用規則が作成され、郡行政に承認される（行政資料） <p>◇第 2 年次</p> <ul style="list-style-type: none">指標 1 農業普及センターの会議スペースが活動において 10 回使用される（利用記録）指標 2 農民学校が活動において 10 回活用される（利用記録） <p>◇第 3 年次</p> <ul style="list-style-type: none">指標 1 農業普及センターの会議スペースが活動において 10 回使用される（利用記録）指標 2 農民学校が活動において 10 回活用される（利用記録）指標 3 農業普及センター／農民学校の行政官が少なくとも一つ、新しい知識、技術を身につける（聞き取り及び活動記録） <p>◆期待される成果 7</p> <ul style="list-style-type: none">・ 村人同士のネットワークが形成される <p>◇第 1 年次</p> <ul style="list-style-type: none">指標 1 JVC との活動や村の問題について話し合う対象村による定期会議が 4 回開催される（活動記録） <p>◇第 2 年次</p> <ul style="list-style-type: none">指標 1 JVC との活動や村の問題について話し合う対象村による定期会議が 4 回開催される（活動記録）指標 2 定期会議以外の場でも対象村同士が自主的に話し合う事例が見られる（聞き取り） <p>◇第 3 年次</p> <ul style="list-style-type: none">指標 1 JVC との活動や村の問題について話し合う対象村による定期会議が 4 回開催される（活動記録）指標 2 定期会議以外の場でも対象村同士が自主的に話し合う事例が見られる（聞き取り）
--	--

(ページ番号標記の上、ここでページを区切ってください)